

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

英国内務省

国別指針および情報ノート

イラン：キリスト教徒およびキリスト教への改宗者

バージョン 5.0

2019年5月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

評価	3
1. 序文	3
1.1 申請の根拠	3
2. 問題の検討	3
2.1 信頼性	3
2.2 除外	3
2.3 条約上の理由.....	3
2.4 リスク	4
2.5 保護	6
2.6 国内移住	6
2.7 認定	6
国情報.....	8
3. 宗教上の人口統計学.....	8
4. イランにおけるキリスト教徒の数.....	8
5. 法的枠組み	9
5.1 総論	9
5.2 宗教的少数派.....	9
5.3 キリスト教への改宗者.....	9
6. キリスト教への改宗者.....	10
6.1 ヨーロッパでの改宗.....	10
7. ハウスチャーチ	12
7.1 ハウスチャーチの増加.....	12
7.2 ハウスチャーチの増加に対する反応.....	13
7.3 ハウスチャーチの監視.....	14
8. 実際の法律の適用.....	14
8.1 キリスト教の実践.....	14
8.3 キリスト教徒の起訴.....	18
8.4 その他の事件.....	20
8.5 当局から注目を集める可能性のある活動.....	21
9. 他への影響	22
9.1 家族の処遇	22
10. イランに帰国したキリスト教徒の扱い.....	23
10.1 注目度、活動、ソーシャルメディア.....	23

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

評価

更新日：2019年4月16日

1. 序文

1.1 申請の根拠

1.1.1 次の人に対する国による迫害の恐れ

- ・ キリスト教徒。または
- ・ 別の宗教（無宗教）からキリスト教に改宗した人。または
- ・ 積極的に他人をキリスト教に改宗させようとする人。

2. 問題の検討

2.1 信頼性

2.1.1 信頼性の評価については、信頼性と難民認定の評価に関する庇護についての指示書 (Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status) を参照すること。

2.1.2 意思決定者は、英国のビザまたは別の許可の申請が既に出されているかも確認する必要がある。ビザと一致した庇護申請は、庇護面接の前に調査する必要がある（ビザの一致に関する庇護についての指示書、英国ビザ申請者の庇護請求 (Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants) を参照のこと）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストの実施も考慮する必要がある（言語分析に関する庇護についての指示書 (Asylum Instruction on Language Analysis) を参照のこと）。

2.2 除外

2.2.1 意思決定者は、1つ（または複数）の除外条項が適用されるかどうかを検討する必要がある。各案件は、個々の事実と申立てを考慮する必要がある。

2.2.2 難民条約から除外された人は、人道的保護の付与からも除外される。

2.2.3 除外条項および制限付許可の詳細については、難民条約の第 1F および 33 (2) 条に基づく除外、人道的保護 (Exclusion under Articles 1F and 33(2) of the Refugee Convention, Humanitarian Protection) および 制限付許可 (Restricted Leave) に関する庇護についての指示書を参照のこと。

2.3 条約上の理由

2.3.1 実際の宗教または強いられた宗教。

2.3.2 条約上の理由を立証するだけでは、難民として認められるには不十分である。各案件で対処すべき問題は、特定の人が実際のまたは強いられた条約上の理由のために、迫害の現実的な危険に直面するかどうかである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2.3.3 条約上の理由および特定の社会的集団については、信頼性と難民認定の評価に関する庇護についての指示書 (Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status) を参照すること。

2.4 リスク

a. キリスト教に生まれた人

2.4.1 イラン憲法では、キリスト教徒、ユダヤ教徒、ゾロアスター教徒を保護された宗教的少数派として公認している。しかしながら、国は宗教や信念に基づいて彼らを冷遇しており、すべての法律や規制は、独自のイスラム教シーア派の基準に基づいている。多くのキリスト教徒はイランで自由かつ公然と生活することの困難に直面しており、イラン当局は定期的に登録された集会所や出席者を監視している (実際の法律の適用 (Application of the law in practice) を参照)。

2.4.2 一般的に、生まれた時からのキリスト教徒が直面する差別のレベルは、積極的に伝道している者でなければ、その性質と頻度において、迫害または深刻な危害に相当するほど深刻ではない。

2.4.3 以前に宗教以外の理由で当局の目に留まっていた場合、以前の関心の性質によっては、宗教との組み合わせで、リスクが高いとみなされる可能性がある。各案件は、その事実を考慮する必要がある。

b. 福音教会／ハウスチャーチ

2.4.4 福音教会／ハウスチャーチのメンバーは、イラン当局による嫌がらせ、逮捕、厳重な監視、投獄の対象となっている (ハウスチャーチ (House churches) および実際の法律の適用 (Application of the law in practice) を参照)。

2.4.5 イランまたは英国のいずれかで伝道または布教活動を実践し、福音教会に所属するためにイランに帰国後も同様の活動を継続すること、または目立つ十字架のような信仰の外面的な表示を公の場で身に着けることをはっきりと示すキリスト教徒は、イランに帰国する際に当局の敵意を引きつける可能性があり、迫害を受ける危険性がある。

c. キリスト教徒への改宗者

2.4.6 イスラム教から改宗したキリスト教徒は、イランでは背教者とみなされ、犯罪であるとされる。シャリア法では、イスラム教から他の宗教への改宗は認めておらず、人が個人的な証拠書類に基づいて宗教的帰属を変更することはできない。キリスト教徒への改宗者 (場合によってはその家族) の中には、身体的攻撃、嫌がらせ、脅迫、監視、逮捕、拘禁、さらに拘禁中の拷問や虐待に直面している人もいるという報告がある。

2.4.7 イラン当局がキリスト教徒への改宗者を逮捕したという報告がある一方、逮捕者の数は、イランにおける全体的なキリスト教徒数および改宗者数と比較すると、統計的に非常に少ない。さらにその証拠が示唆するのは、イラン当局は、「通常の」改宗者 (つまり、積極的な伝道者ではない者) ではなく、ハウスチャーチの指導者や主催者を標的にしている

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ように見えることである。これは、イラン当局が主にキリスト教の普及を阻止することに関心を持っており、キリスト教への改宗者すべてを監視するためのリソースを有していないことを示している。

2.4.8 国のガイダンスとなる判例、SZ and JM (Christians-FS confirmed) Iran CG [2008] UKAIT 00082 (2008年5月13-15日審理、2008年11月12日公布)において上訴審判所は、 sacramentに基づく教会への改宗者を取り巻く状況では、イランに戻ることを合理的には期待できないであろうと判断した(概要頭注)。このような教会は主にカトリックで、ミサへの定期的な参列と sacramentへの参加を要求するからである(第99段落)。

2.4.9 SZおよびJMが FS and others を確認した際(2004年3月16-17日審理、2004年11月17日公布)、第189段落を引用した:「より積極的な改宗者、牧師、教会の指導者、布道家または伝道者は現実的な危険にさらされていると考える。彼らの高い注目度と役割は、認可された熱狂者の悪意と、神政国家の深刻な敵意を引きつける可能性が高くなる。これから何度も起きるだろうが、イスラム教からの改宗を抑制しようとする時に、国家と神への脅威と侮辱であるとみなす。」(第6段落)。

2.4.10 「通常の」改宗者(すなわち、積極的な伝道者ではない人)に関しては、審判所は、イランに帰国した場合にリスクはあるが、重大な被害を及ぼす現実的なリスクではないと判断した(第148段落)。

2.4.11 これらの国のガイダンスとなる判例はどちらも10年以上前に審理されたが、入手可能な国の証拠によると、その認定は継続して有効である。

2.4.12 2017年12月、A. v. Switzerland の件において、ECtHRは、改宗以外の理由を含め、当局の目に留まっていない改宗者で、慎重に信仰を実践していた者は、帰国の際に、虐待の現実的なリスクには直面しないと確認した。ECtHRの判決の第29段落は、2017年2月のCPINに言及し、彼らのアプローチを通知した。この立場は、スイス(およびスウェーデンとオランダも)の立場と同様であり、それらの国の裁判所で考慮されてきた。

2.4.13 単にキリスト教に改宗することは、人が迫害の現実的な危険にさらされるほどではないと考えられる。改宗者の行動、活動、および改宗が「目立つ」度合いによって、彼らが現実的な危険にさらされるかどうかが決まる。イスラム教から改宗し、その改宗が伝道または布教活動を通じてイラン当局の目に留まりやすい人は、帰国時に迫害の現実的な危険にさらされる可能性が高い。また、これまでに他の理由で当局の敵意を引きつけた人は、その敵意の性質によっては、迫害の現実的な危険にさらされる可能性が高い(当局の目に留まる可能性のある活動 (Activities which could attract attention from the authorities)を参照)。

2.4.14 多くのイラン人がキリスト教に改宗し、ヨーロッパで洗礼を受ける。外国でキリスト教に改宗し、イランに帰国した者は、当局が以前彼らのイランでの活動に関心を持っている場合、またはその改宗者が伝道または布教活動に従事する場合にのみ、危険にさらされると示唆する情報筋もいる。一般的に政府が外部との接触に疑念を持っているため、外国にいる間に改宗した人は、イランにおいて改宗した人よりも、脅威とみなされる可能性がある

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

(イランに帰国したキリスト教徒の扱い (Treatment of returning Christians to Iran) を参照)。

2.4.15 外国にいる間に改宗してイランに帰国し、積極的にキリスト教に改宗するよう他人に影響を及ぼさず、宗教を個人的な問題とみなし、自分の信仰を公に表現しようとする人は、慎重にキリスト教の実践を続けることができる可能性が高い。

2.4.16 帰国時に宗教について慎重になる場合、そのように慎重になる理由を HJ (Iran) の観点から考慮する必要がある。意思決定者は、その人が英国にいる間どのように宗教を実践していたかを考慮するべきである。人は自分の宗教、改宗、または他人の改宗に関連する活動を隠すことを、本人がそうしたくない場合、期待されるべきではない。しかしながら、その人が迫害の恐怖以外の理由で宗教や宗教活動を隠した場合、その人は国際的な保護を求める根拠を持たない。各案件は、その事実を考慮する必要がある。

2.5 保護

2.5.1 人が国からの迫害の恐怖に十分な根拠を持つ場合、彼らは当局の保護を利用することができない。

2.5.2 国の保護の利用可能性を評価することについてのガイダンスは、信頼性と難民認定の評価に関する庇護についての指示書 (Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status) を参照すること。

2.6 国内移住

2.6.1 人が国からの迫害の恐怖に十分な根拠を持つ場合、ほとんどはその危険を回避するために移住することはできない。

2.6.2 AS (Iran) v The Secretary of State for the Home Department [2017] EWCA Civ 1539 (2017年10月12日) の認定に沿って、ある人が積極的に布教せず、宗教を個人的な問題と考える場合、自分が改宗者だと知られない地域に移住することは選択肢になる可能性がある。各案件は、その事実を考慮する必要がある。

2.6.3 国内移住および考慮すべき要因についてのガイダンスは、信頼性と難民認定の評価に関する庇護についての指示書 (Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status) を参照すること。

2.7 認定

2.7.1 請求が拒否された場合、2002年国籍、移民および庇護法第94条に基づいて「明らかに根拠がない」と証明できる可能性は低い。

2.7.2 認定についてのガイダンスは、2002年国籍、移民および庇護法第94条 (明らかに根拠のない請求) に基づく保護および人権請求の認定 (Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (clearly

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

unfounded claims) を参照すること。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国情報

第3節 更新日：2019年4月8日

3. 宗教上の人口統計学

3.1.1 中央情報局（CIA）ワールド・ファクトブックによると、イランの人口は推定 83,024,745 人（2018 年 7 月）である。同ファクトブック 2011 年の見積もりでは、人口の 99.4%がイスラム教徒（シーア派：90～95%、スンニ派：5～10%）、0.3%が「その他の」宗教（ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒を含む）、0.4%が「特定されていない宗教」であると記載している。

3.1.2 国連の 2016 年のデータによると、イランには 79,598,054 人のイスラム教徒、9,826 人のユダヤ教徒、23,109 人のゾロアスター教徒がいる。

第4節 更新日：2019年3月11日

4. イランにおけるキリスト教徒の数

4.1.1 2013 年のイラン人権国際キャンペーン（ICHRI）の報告書では、2010 年の世界キリスト教データベース（WCD）を引用し、イランには約 66,700 人のプロテスタント派キリスト教徒がおり、イランのキリスト教徒コミュニティの約 25%を代表していると報告した。
[c.260,000]

4.1.2 2011 年の国連のデータによると、イランのキリスト教徒の数は、117,704 人である。2016 年の同データの数字は、130,158 人になった。

4.1.3 オープン・ドアーズは、2017 年 8 月 8 日英国内務省のインタビューに対し、多くの改宗者は迫害のために信仰を公に知らせておらず、イランのキリスト教への改宗者の正確な数を記録することは困難であると述べている。オープン・ドアーズは、控えめに見積もって 80 万人になると考えている。その他に、40 万～50 万人から最大 300 万人に達するという推定もある。

4.1.4 2018 年の米国国務省の信仰の自由に関する国際報告書は、2017 年の事件を扱っており（「2017 年 USSD IRF 報告書」）、イランのキリスト教徒数の異なる推定を記した。複数の情報源を引用し、117,700 人から 300–350,000 人、あるいは最大 100 万人に達すると見積もっている。

4.1.5 2018 年 10 月のクリスチャン・ポストの記事でも、オープン・ドアーズがイランのキリスト教徒はほぼ 80 万人であると推定したことを引用している。

4.1.6 2019 年 3 月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、この数字は「約 30 万」となっている。

次も参照のこと：ハウスチャーチの増加 ([Rise of the house church](#))。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

第5節 更新日：2019年4月9日

5. 法的枠組み

5.1 総論

5.1.1 2017年の事件に関する USSD IRF 報告書には、次のように記載されている。

「憲法では、この国をイスラム共和国と定義しており、ジャアファリー・シーア派イスラム教が公式な国教と定義されている。憲法では、すべての法律と規制が、『イスラムの基準』とシャリアの正式な解釈に基づく必要があると規定している。憲法は、国民は『イスラムの基準に適合した』、すべての人権、政治的、経済的、社会的および文化的権利を享受するものと明言している。

「憲法では、個人の考えを調査することは禁止されており、『ただ意見を持っているだけで、問題にされ攻撃を受ける者はいない』と規定されている。法律では、イスラム教徒が宗教的信仰を変えたり、放棄したりすることを禁じている。唯一認められているのは、別の宗教からイスラム教への改宗だけである。イスラム教への背教は、死によって罰すべき犯罪である。法律に基づいて、イスラム教徒の父親の元に生まれた子供はイスラム教徒とみなされる。

「法律により、非イスラム教徒は信仰を公にすることや、イスラム教徒の改宗を試みることはできない。これらの活動は、布教であり、死によって罰すべきものとみなされる。また、キリスト教徒、ゾロアスター教徒、またはユダヤ教徒として認められていない国民は、教会での礼拝や十字架などの宗教的象徴の着用など公に宗教的な表現をすることはできない。正当に認められていない宗教団体に属する外国人には、例外も設けられている。

「刑法は、モハレベ（神への敵意）、*fisad fil-arz*（背教または異教を含む『現世での腐敗』）、*sabb al-nabi*（『預言者を侮辱する行為』または『神聖なるものを侮辱する行為』）に対して死刑宣告を規定している。刑法によると、死刑の適用は、加害者と被害者の宗教によって異なる。」

5.2 宗教的少数派

5.2.1 2017年の USSD IRF 報告書では、次のように説明されている。「公認の宗教的少数派（ゾロアスター教、ユダヤ教、キリスト教）のメンバーである国民は、当局に登録する必要がある。登録すると、宗教上の目的でアルコールを使用することを含む、特定の権利が譲渡される。よく教会に行く人が登録しなかったり、未登録の人が教会に参列したりすると、当局によって教会が閉鎖されたり指導者が逮捕される可能性がある。」

5.2.2 さらに、この報告書によると、「これら3つのグループのうちのどれかに登録されていない国民、または1979年以前に家族がキリスト教徒であったことを証明できない国民は、イスラム教徒であるとみなされる。」

5.3 キリスト教への改宗者

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

5.3.1 2017年のUSSD IRF 報告書には、さらに次のように記載されている。

「法律では、国民がイスラム教から別の宗教に改宗することを禁止して以来、政府はアルメニア系またはアッシリア系のキリスト教徒である国民のキリスト教信仰のみを認めている。それはこれらのグループがイスラム教より先にイランに存在していたからであり、1979年の革命以前に、家族がキリスト教徒であったと証明できる国民のキリスト教信仰も認めている。政府はまた、サービア・マンダヤ教徒をキリスト教徒と認めているが、サービア・マンダヤ教徒は自分たちをそのようには考えていない。[···] 政府は、福音派のプロテスタントをキリスト教徒とは認めていない。

「[···]キリスト教に改宗する人は、法律に基づいてキリスト教徒とみなされない。彼らは、登録することができず、キリスト教コミュニティの公認メンバーと同じ権利を有しない。」

第6節 更新日：2019年4月23日

6. キリスト教への改宗者

6.1 ヨーロッパでの改宗

6.1.1 デンマーク移民局 (DIS)、デンマーク難民評議会 (DRC)、ノルウェー・ランドインフォ・サービスが 2013年2月に発行した事実調査団 (FFM) 報告書において、キリスト教徒についていくつかの情報筋にインタビューした。同報告書によると、多くのイラン人が、洗礼を受けるためにトルコ、アルメニア、アゼルバイジャンを旅行した。

6.1.2 同報告書はさらに次のことを記載している。

「しかし、(アンカラ国際プロテスタント教会の長老) は、洗礼を受けるためトルコに来るイラン人も多くいると述べた。彼は、2年ほど前のコニヤでの出来事について、ラスベガスから飛行機で到着したアメリカ人牧師によって、50人が週末に洗礼を受けたと述べた。彼は、この牧師が知らなかった人々に洗礼証明書を発行した、と述べている。アンカラ国際プロテスタント教会の長老によると、このような多数の人々の洗礼行事がトルコで『常時』行われている。イスタンブールには、多くのイラン人を含む人々が1~2日間参加した後、洗礼を受けられる集会在たくさんある。

「アンカラ国際プロテスタント教会の長老は、調査団に対し、アンカラの彼の教会では、洗礼を受ける前に、22週間のキリスト教信仰への導入コースを受けることを伝えた。彼によると、彼の教会は、20人のクラスで毎年2~3コースを実施している。彼は、参加した人の約半数がコースを修了し、1番最近のクラスでは、20人中5人しか修了していないと付け加えた。洗礼を受けた人については、イランに帰国したのは少人数で、ほとんどは別の国に移動し、残りはトルコに滞在している。」

6.1.3 2017年8月のクルドのメディア企業 Rudaw の記事では、トルコで庇護を求めた約500人のキリスト教への改宗者について報告している。その記事は次のように説明している。

「Rudaw がトルコのバン (イランの国境近く) で話しかけた人のうち、すべてクルド人だ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

が、自分の名前を明らかにする人はおらず、報復を恐れてカメラには登場しないという人もいた。

[…]

イランにいる何百人ものクルド人の若者たちは、イスラム教を捨て、キリスト教を受け入れたと彼は語った。」

6.1.4 同じ Rudaw の記事によると、

「バンには約 1500 人のクルド人庇護希望者がおり、その中には政治的、民族的、または文化的な理由で、イランを離れることを決めたという人もいる。しかし、そのうち約 500 人がキリスト教に改宗した。」

「Rudaw が話したうちの大半は、米国やカナダに行きたいと話していたが、ヨーロッパに行きたいと思っている人もいる。」

6.1.5 2018 年 12 月のナショナル・パブリック・ラジオ (NPR) の記事では、トルコで福音派キリスト教に改宗するイラン人の数が増加していることが報告されている。

6.1.6 2019 年 1 月のジャーナル・オブ・ユーラシアン・スタディーズの記事の著者は次のように述べている。

「10 年以上の期間を経て、2016 年に再びイスタンブールの教会とコミュニティを訪れた。数年のうちに、イスタンブールの特にペンテコステ派教会の人の数が途方もなく増加したようである。トルコから米国に新たに移住した元イラン難民が、家族とともにイスタンブールに戻り、現在はそのコミュニティを先導している。通常の日曜日の午後のミサでは、以前の平均 25~30 人と比較すると、現在 70~80 人以上が参列している。」

6.1.7 「トルコでは、信頼性のある改宗事例の統計はない。イランの改宗者は通常日曜日の礼拝およびコミュニティ形成のため異なる教会に集まる。これらはイラン人のペンテコステ派教会、ユニオン・チャーチ、イスタンブールの英国国教会、アンカラのプロテスタント教会、バンおよびデニズリのハウスチャーチである。」

6.1.8 2018 年 10 月のアドバンシング・ネイティブ・ミッションズ (ANM) の記事では、多くのイラン人がセルビアにいる間にキリスト教に改宗していることが報告されている。

6.1.9 2017 年 7 月にワールド・ウォッチ・モニターは次のように記載している。

「ヨーロッパの何千ものイラン人庇護希望者がキリスト教に改宗しているが、立会人たちは、この改宗の申し立てのすべてが本物であるとは確信していない。BBC のドキュメンタリー「Praying for Asylum (庇護希望者への祈り)」では、オランダのイラン人庇護希望者の多くが、キリスト教徒になった、強制送還されれば迫害にさらされるだろう、と語っている。

「イラン生まれの教会指導者、Masoud Mohammad Amin 氏は、ヨーロッパ最大級のイラン教会の 1 つであるキュロス教会を設立した。同氏はパリからトルコに至るまで、数千人のイラン人を洗礼したと語った。[…]

オランダのハルデルウェイクにある教会は非常に盛んで、『オランダ国内で 8,000 人、国外では 8,000 人が洗礼されている』と彼は述べた。

「しかしながら、インタビューを受けたオランダの牧師、Gijs van den Brink 氏は、1 年に約

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

25 人の人々を洗礼しており、彼は動機が疑わしい人々からアプローチを受けたこともあるという。彼によると、ユトレヒトの東にある彼の教会に初めて訪問して、洗礼を受けたいと頼む人もいるという。『私はよく知っている、彼には言い分があり、彼が洗礼を求めていることを…そして私は彼に説明する。それは彼を助けることにはならない。政府もばかではない。彼らはあなたが本物の信者であるかどうかすぐにわかる…私達は難民が庇護申請するのを助ける団体でない。』

6.1.10 フォックス・ニュースは 2017 年 3 月に、次のように報告した。

「キリスト教はヨーロッパで復活を遂げている。イスラム教徒のおかげだ、とイスラム教の専門家と信仰の指導者は述べている。

「キリスト教に改宗するイスラム教徒の数は急増しており、その多くはシリア、イラク、およびアフガニスタンからの難民である。彼らはかつて困難な状態にあったヨーロッパのキリスト教教会に新たな活気を与えている。専門家によると、イスラム教徒は、プロテスタント、福音派、カトリックを含むキリスト教のさまざまな教派に群がっているという。

「ヨーロッパの多くの部分がより世俗的になって、教会では信者が大勢離れている。苦勞しているキリスト教の教会をよみがえらせているのは、イスラム教徒からの改宗者である。」

6.1.10 インディペンデント紙は 2016 年 12 月に、次のように報告した。

「ますます多くの難民がイスラム教からキリスト教へと改宗しており、彼らはドイツに定住する」と、教会は述べている。[…] 新しい改宗者の中には、ドイツで、またはヨーロッパに来る途中で、初めてキリスト教の教えを受けた人もいるし、以前イランのように信仰が制限されたり迫害されたりする国で、宗教に従おうとした人もいる。

「心配なのは、キリスト教が支配的な宗教であるドイツにおいては、改宗すると亡命が認められるチャンスが増えると信じて改宗する人もいるということである。」

第 7 節 更新日：2019 年 3 月 11 日

7. ハウスチャーチ

7.1 ハウスチャーチの増加

7.1.1 2018 年 2 月、デンマーク移民局とデンマーク難民評議会は、2017 年 9 月と 10 月にイラン、トルコ、および英国で実施されたインタビューに基づいて、共同報告書（「2018 年 2 月 DIS-DRC 共同報告書」）を発表した。その報告書の中で、「ハウスチャーチはイランでは非常に一般的で、その数が増加しているとする情報がある」ことを説明している。

7.1.2 2018 年 10 月のクリスチャン・ポストの記事では、「イランのキリスト教徒は、『最も急速に成長している地下教会運動』の 1 つに立ち会っている」と記載している。

7.1.3 2018 年 2 月 DIS-DRC 共同報告書では、「その情報筋によると、ハウスチャーチの数が増加しており、違法であっても、活動する余地があることを示している」とも報告している。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

7.1.4 ACCORD の 2017 年 3 月の「イラン：ハウスチャーチ、キリスト教の実践の状況、キリスト教への改宗者の家族に対する当局の処遇」についての質問に対する応答は次のとおりである。ACCORD は Elam Ministries の代表者からの E メール返信を引用し、ハウスチャーチの構造に関する次のコメントを出した。

「これらのハウスチャーチの地下組織としての性質のため、構造は国中で均一でない。ハウスチャーチの中には非常に略式なものもあり、祈り、礼拝および聖書を読むため、定期的または半定期的に親しい家族および友人が単純に集まるものである。これらは非常に小さいグループ（2～3 人の人々など）で、それより大きい（20～30 人またはそれ以上）こともある。しばしばハウスチャーチは、新しいキリスト教徒が家族および友人と彼らの新しい信仰を共有して、有機的に育つ。多くのハウスチャーチは、他のキリスト教のグループとの正式な関連はない。しかしながら、ハウスチャーチの中には、特定の都市や地域内のハウスチャーチの「ネットワーク」の一部であるものもあり、いくつかのネットワークは複数の都市にまたがっている。

「ハウスチャーチには、キリスト教の聖職者から訓練および授業（オンラインで、または直接イラン国外で提供された宿泊施設付きのコースを通して）を受けることができた指導者がいる場合もあるが、訓練を受ける機会がまったくなかった指導者がいる場合もある。「インターネットの牧師」がいるハウスチャーチはますます増加している。牧師が迫害のために国から逃避した場合、彼らはインターネットを介して遠くからその教会を導き続ける可能性がある。

「しかしながら、イランでハウスチャーチに対する圧力と迫害があるということは、イランに孤立したキリスト教徒、すなわち他のキリスト教徒と定期的な接触を持たないキリスト教徒が増えていることを意味する。ほとんどの場合、これらの孤立したキリスト教徒は、主に衛星中継によってアクセスできるキリスト教のテレビ番組を通して授業を受ける。また彼らは、インターネットを介して、指導や奨励を受け、グループの一員となることもある。」

7.2 ハウスチャーチの増加に対する反応

7.2.1 Landinfo は、2017 年 11 月の報告書で次のように検討した。

「イラン当局が、組織化されたハウスチャーチ運動を国家安全保障に対する脅威と判断する理由は、この運動の活動を政治的な反対活動と関連付けることにある。ハウスチャーチの集会は秘密に行われるため、政府は集会の参加者やそこで行うことを制御できない。したがって、政府は集会を、政権を脅かす可能性のある反対活動になりうるものと考えている。さらに、多くのハウスチャーチと外国のコミュニティの間にコンタクトがある。このような西欧とのつながりは、当局から疑わしいと認識され、政権に対する脅威とみなされる。」

7.2.2 2018 年 2 月 DIS-DRC 共同報告書では、「当局はイランにおけるハウスチャーチ現象の拡大を恐れている」と報告された。

7.2.3 2018 年 6 月の DFAT（オーストラリア外務省）のイランに関する国情報報告書で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

は、「当局は、ハウスチャーチの成長を国家安全保障の脅威と解釈してきた。公式な報告書とメディアは、ハウスチャーチを「違法ネットワーク」および「シオニストの宣伝機関」であると表現している。」

次も参照のこと：実際の法律の適用 (Application of the law in practice)。

7.3 ハウスチャーチの監視

7.3.1 2018年2月DIS-DRC共同報告書では、次のようにも報告されている。

「当局は、スパイを使ってハウスチャーチに潜入している。潜入者は、当局によって確認され、選ばれる。潜入や介入を防ぐために、ハウスチャーチは少数の人々からなる移動式グループとして彼ら自身を組織化する。ある情報筋によると、外部からの侵入の防止は難しい。なぜなら当局は、改宗者を装ったスパイを使っているからである。当局は、ハウスチャーチのメンバーを監視または逮捕して釈放し、その中から情報提供者を生み出す戦略だと説明する情報筋もある。当局は、その人物の生い立ちに関する情報を使用して、彼らに圧力をかけることができる。

「ハウスチャーチは当局によって監視される。当局が特定の教会についての報告を受けた場合、監視プロセスが開始されると、ある情報筋が指摘した。しかしながら、当局はすぐには行動を起こさない。当局は、メンバーと、そのコミュニティで誰が何をしているかの両方について情報を収集したいと考えているからである。派手なハウスチャーチは、当局がより大きな脅威とみなしているため、より危険にさらされている。当局が介入するかどうかは、ハウスチャーチの活動と団体の規模による。ある情報筋によると、ハウスチャーチは組織的に強制捜査されている。」

7.3.2 同報告書には次の記載もある。

「ある情報筋は、当局のソーシャルメディアやオンライン活動の監視に変化があったと指摘した。また別の情報筋は、キリスト教徒が当局の目に留まった場合、遠距離通信および電子通信の広範な監視が行われる、と付け加えた。特定のキーワード、例えば『教会』、『イエス』、『キリスト教徒』、『洗礼』などは、電子監視の基礎として機能する。当局が電話を盗聴していることはよく知られているため、ハウスチャーチのメンバーは慎重に、集合場所に到着するよりずっと前に電話を切る。」

7.3.3 2019年3月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、「IRGC（イスラム革命防衛隊）は、教会とキリスト教の宗教慣行を精査している」と記載されている。

第8節 更新日：2019年4月9日

8. 実際の法律の適用

8.1 キリスト教の実践

8.1.1 2018年6月7日付のDFATのイランに関する国情報報告書には、次のように記載

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

されている。

「3つの認められた少数派宗教のうち、改宗を説く、または改宗者をメンバーとして受け入れるものはない。イラン人に対して聖職者としての勤めをしないという厳格な指示は、国外在住者の用命に応じるテヘランなどの少数のラテン・カトリック教会やプロテスタント教会にも適用される。禁止令の実施は、礼拝でのペルシャ語の使用禁止、音楽演奏などの非宗教的なイベントを含む、イラン人のイスラム教以外の宗教施設への参列禁止、および偽の改宗希望者が電話で教会に定期的に連絡し、教会関係者がこのような問い合わせを受けたときの反応をテストすることによって行われる。安全保障当局者は、登録された集会所を監視して、ペルシャ語で礼拝が行われていないことを確認し、礼拝者に対して身元確認を行い、キリスト教徒以外の人や改宗者が礼拝に参加していないことを確認していると伝えられている。当局は近年、これらの規制を遵守しなかったため、1979年以前に存在していた教会を含む、複数の教会を閉鎖した。」

8.1.2 2018年の米国国務省の信仰の自由に関する国際報告書は、2017年の事件を扱っており（「2017年 USSD IRF 報告書」）、「政府は、[...] 布教や改宗の禁止を強制するために、キリスト教の宗教的慣行を厳密に規制している」ことを指摘した。

8.1.3 オーストラリア国際問題研究所は、2018年4月にイラン視察旅行報告書を発表し、次のように記載した。

「現在のイスラム政権の下では、少なくとも理論上、国民は自由に自分たちの選択した宗教を実践することができる。各宗教的少数派は、イラン憲法に規定されているとおり、国会での議席を保証されている。しかしながら、イスラム教への改宗は受け入れられ、奨励される一方、一旦イスラム教徒として確認されると、別の宗教に改宗することは違法である。これは背教とみなされ、厳しい罰則が適用される可能性がある。背教は死によって罰せられるケースもあるが、その罪は法律では決して成文化されていない。

次も参照のこと：キリスト教徒の起訴（Prosecution of Christians）。

8.1.4 2019年3月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、「キリスト教徒（およびその他の2つの保護された少数派、ゾロアスター教徒とユダヤ教徒）は、彼らの宗教を公に実践したり主張したりすることはできない」と記載されている。

8.2 キリスト教徒の逮捕と拘禁

8.2.1 2018年10月のクリスチャン・ポストの記事は、キリスト教徒は「激しい迫害」を受けていると主張し、世界キリスト教連帯を引用してキリスト教徒に出された実刑判決の3例を示した。

8.2.2 フリーダム・ハウスは、「世界自由度 2019」と題した報告書で、「キリスト教徒への改宗に対する取り締まりが進行中であり、ここ数年、いくつかの略式のハウスチャーチが強制捜査され、牧師や信者が拘禁された」と述べている。

8.2.3 テレグラフ紙の2018年12月の記事には、次のように記載されている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

「イランは先週 100 人以上のキリスト教徒を逮捕した、と慈善団体が報告しており、イスラム共和国の取り締まりが強化されている。

「拘禁された 114 人のうちの多くが、イスラム教徒からキリスト教に改宗しており、『布教している』と告発された。

「彼らはキリスト教活動の経歴を報告しなければならず、あらゆるキリスト教団体との接触を断つように命じられた、とキリスト教徒に対する迫害について声を上げている慈善団体オープン・ドアーズ UK が伝えている。」

8.2.4 アーティクル 18、ミドル・イースト・コンサーン、CSW、およびオープン・ドアーズ・インターナショナルの共同報告書（2019 年 1 月発行）では、114 人のキリスト教徒が 12 月の 1 週間で逮捕されたという数字をモハバット・ニュースから引用した。しかしながら、114 という数字に最初に言及したのは、2018 年 12 月 5 日付のワールド・ウォッチ・モニターのニュース記事であり、この数字の出典はアーティクル 18 であることを示している。

8.2.5 この数字が正確であると仮定して、CPIT（Country Policy and Information Team 国別指針および情報チーム）は逮捕された人々についての具体的詳細をこれ以上見つけられなかった。さらに、CPIT は、2018 年の他の月に同様の数のキリスト教徒が逮捕されたことを示す証拠を見つけることができなかった。

8.2.6 アーティクル 18、ミドル・イースト・コンサーン、CSW、およびオープン・ドアーズ・インターナショナルの共同報告書は、この数字を引用しているが、それ自体は 12 月の 15 件の具体的な逮捕についてのみ言及している。

8.2.7 ワールド・ウォッチ・モニターのニュース記事では、彼らは布教していると告発されたと記載しているが、報告書には、ほとんどの人が数時間後に帰宅することが許可されたと記載されている。さらに、モハバット・ニュースが 2018 年 12 月 13 日に発表した「100 人以上のイラン人キリスト教徒が諜報当局者によって逮捕された」という題の記事には、「Borji 氏（宗教の自由の慈善団体アーティクル 18 のアドボカシー・ディレクター）は、逮捕された人のほとんどは数時間または数日後に自宅に帰ることが許可された。『なぜならあまりに多くの人を逮捕したので、全員をどうすればよいかわからなかったからだ』と述べたが、指導者であると疑われる人々は拘束されたままだ。」

8.2.8 テレグラフ紙の 2018 年 12 月の記事では、「当局が礼拝者を逮捕し、ハウスチャーチを強制捜査し、聖書を没収することがますます普通のことになってきている」と続けている。

8.2.9 デイリーテレグラフ紙の 2018 年 12 月の記事では、オープン・ドアーズのアドボカシー責任者である Zoe Smith 氏の次の言葉も引用している。

『…キリスト教への改宗者の数が増加するので、当局は教会により多くの制限を課す。

『イスラム教から改宗したキリスト教徒が通っている教会に対する規制はさらに厳しいようだ。それだけでなく、政府は不当に高額な保釈金を要求しており、キリスト教徒にはより長い刑期を求めている。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

「[・・・]『教会の指導者は国を去るか、または逮捕されるというプレッシャーをかけられる。』」

8.2.10 2018年2月DIS-DRC共同報告書では、次のように記載されている。

「当局は第1にハウスチャーチの指導者をターゲットにしており、次にメンバーと改宗者をターゲットにしている。他の2つの情報筋は、当局がハウスチャーチの指導者およびメンバーの両方をターゲットとしていると述べた。

「典型的なターゲット設定のパターンは、当局がハウスチャーチを弱体化したいため、ハウスチャーチの指導者を逮捕して釈放することである。ハウスチャーチの通常のメンバーも、ハウスチャーチで逮捕される危険がある。しかしながら、彼らは改宗を勧めないことを条件に再度釈放される。もし彼らが改宗を勧めることを止めると、当局は彼らに関する情報収集を停止すると、ある情報筋は付け加えた。ある情報筋は、逮捕された改宗者が逮捕から抜け出すために金銭を支払うことは可能だと述べた。その情報筋は、その人が改宗したイスラム教徒だとわかっているにもかかわらず、釈放されるのは支払う金額の問題であると付け加えた。ハウスチャーチのメンバーがターゲットにされるかどうかは、彼または彼女の行った活動、および彼または彼女が外国で知られているかどうかによると、同情報筋は指摘した。通常のハウスチャーチのメンバーは、当局が嫌がらせや脅迫をしたいと考えているため、定期的に尋問のために訪問される危険性があると、ある情報筋は説明した。

「ハウスチャーチのメンバーが初めて逮捕された場合、通常は24時間以内に釈放される。刑務所に拘留された場合、彼または彼女は24時間以内に請求を受け取り、10日以内に裁判所に出頭すると、ある情報筋は述べている。」

8.2.11 オープン・ドアーズUSAは、「キリスト教の改宗者グループの指導者たちが逮捕され、起訴され、『国家安全保障に対する罪』について長い懲役刑を言い渡された」と主張している。また、同報告書には数字に関する具体的な情報は記載されていないが、「多くの」キリスト教徒は起訴され、懲役刑の判決を受けた、または裁判待ちの状態だと言われている。

8.2.12 Landinfo（ノルウェーのCOIユニット）は、2017年11月の報告で、国境なき人権（HRWF 2017年）が公開した『宗教の自由または信念と冒涇の囚人データベース』を引用した。それには、多くの国々で信仰のために投獄された人々のリストが掲載されている。2017年9月18日に更新されたイランの章には、16人のキリスト教徒の囚人が記載されており、そのうち12人はイラン国民である。2018年12月6日時点で、HRWFのデータベースには22人のキリスト教徒の囚人が記載されており、そのうち19人はイラン国民である。

8.2.13 2017年のUSSD IRF報告書には、次のように記載されている。

「キリスト教徒、特に福音派やイスラム教からの改宗者は、依然として逮捕と拘禁のレベルが不相応に高く、嫌がらせと監視のレベルも高いと、キリスト教のNGOは報告している。多くのキリスト教徒は、宗教的信念に関連した容疑で、年末に拘禁されたままであった。人権擁護団体によると、刑務所当局は、一部のキリスト教徒を含む囚人に医療を与えていないという。人権擁護NGOによると、政府はまた、布教禁止を実施し続けている。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

8.2.14 同報告書は次のようにも記載している。

「キリスト教のワールド・ウォッチ・モニターは、2016年に宗教的所属または活動のために、少なくとも193人のキリスト教徒が逮捕または投獄されたと報告した。当局は継続して、認められていない教会のメンバーを、民家で違法に運営した、または『敵』国を支援したり、そこから支援を受けたりした罪で逮捕した。多くは、宗教的集会を警察が強制捜査している間に多数の逮捕が行われ、それには宗教的財産の没収も含まれていたと伝えられている。報道によると、逮捕されたキリスト教徒は、当局による過酷な身体的および心理的虐待の対象となっており、時には、むち打ちや独房監禁などが含まれていたという。」

8.2.15 2018年6月7日付のDFATのイランに関する国情報告書には、次のように記載されている。

「司法は、ハウスチャーチの活動に関連して長期刑を言い渡してきた。2017年7月、革命裁判所は、8人のキリスト教徒に「ハウスチャーチの設立を通じて国家安全保障に反抗し」「イスラム教の神聖を侮辱している」として有罪判決を下し、そのグループを10年から15年の懲役刑に処した。国際監視団によると、2016年12月時点で、宗教的信条や活動のため、約90人のキリスト教徒が拘禁され、または裁判を待っている。」

8.2.16 2019年1月に発表された(2018年の事件を扱っている)アーティクル18、ミドル・イースト・コンサーン、CSW、およびオープン・ドアーズ・インターナショナルの共同報告書は、「公的記録に掲載されたケースを含むが、現在イランで拘禁されている22人(および、氏名が公表されていない7人)のキリスト教徒それぞれの包括的な記録を構成するものではない」と主張した表が含まれていた。その表は、最初は2013年、最新は2018年12月のものである。記載された22名中10名は懲役刑、1名は釈放され、もう1名は保釈された。さらに6名が釈放された(そのうち4名は保釈中)。

8.2.17 2019年3月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、「特定の礼拝でワインを使用することを含む宗教的慣習に関連する行動のために、多くのキリスト教徒が依然として拘禁されている」と記載している。

8.3 キリスト教徒の起訴

8.3.1 人権特別報告者のイラン・イスラム共和国における人権状況に関する2017年3月17日付報告書で、彼らは次のように記載している。

「イスラム教出身のキリスト教徒や、Nematollahi Gonabadi 教団や Yarsan (別名 Ahl-e Haqq) を含むさまざまなスーフィー教団のメンバーを標的とした厳しい処遇を懸念している。当局や聖職者組織の一部のメンバーは、これらを『逸脱した信仰』とみなしている、と報告している。これらの団体は、引き続き恣意的な逮捕、嫌がらせ、拘禁に直面しており、『国家安全保障に反抗する行動』や『国家に反対する宣伝活動』など国家安全保障に対する犯罪として告発されることがよくある。イランの法律では、イスラム教出身のキリスト教徒を含む個人は、背教で起訴されることがあるが、イスラム刑法では特に犯罪として成文化されてい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ない。」

8.3.2 2018年4月に米国国際宗教自由委員会（USCIRF）が作成した年次報告書には、次のように記載されている。

「しかしながら、福音派キリスト教徒とキリスト教への改宗者は、特に抑圧の対象になっている。なぜなら、多くはペルシャ語で礼拝を行い、彼らのコミュニティ以外の人々にも布教するからである。一般にハウスチャーチの牧師は、根拠のない国家安全保障関連の犯罪や、背教および不法なハウスチャーチ活動の罪で告発されている。

「イラン当局は数十年にわたってハウスチャーチの礼拝を強制捜査し、数百人の礼拝者や教会の指導者たちを逮捕してきたが、最近では判決の厳しさが増している。2017年5月には、4人の福音派キリスト教徒（そのうち3人はアゼルバイジャン国民）が、ハウスチャーチ活動と伝道のため、それぞれ10年の懲役刑を言い渡された。その翌月、牧師 Yocef Nadarkhani 氏は、以前背教で懲役刑に服し、USCIRFの宗教的良心の囚人プロジェクトでハイライトされたうちの1人であるが、ハウスチャーチ活動のために3人の共同被告とともに裁判に直面していた。4人のキリスト教徒はそれぞれ10年の懲役刑が言い渡され、Nadarkhani 氏はさらに追加で2年の流刑を受けた。」

8.3.3 アーティクル18は、2017年7月の英国内務省のインタビューに対し、個人は口頭で背教のため告発、尋問、威嚇、および脅迫されているにもかかわらず、背教はほとんど裁判所の書類には記載されていないと述べている。

8.3.4 オープン・ドアーズは、2017年8月8日の英国内務省のインタビューに対し、逮捕されたほとんどすべての人が「国家安全保障」に反対する行動、という非常に大雑把な理由で逮捕されていると述べている。これらの逮捕は違法である。「国家安全保障」が逮捕理由であり、人々は背教のために逮捕されたわけではない。イランでは、背教は死によって罰せられるが、イスラム共和国は背教の罪を決して成文化していない。その代わりに、イラン憲法に依拠して、イスラム刑法は、その犯罪が刑法に特に記載されていない場合でも、フドゥード（神に対する犯罪）と呼ばれる特定のイスラム法の施行を認めている。

8.3.5 2017年11月の報告書で、Landinfo（ノルウェーのCOIユニット）は、さまざまな情報源に基づいて次のように結論づけた。

「逮捕された改宗者が、背教罪の疑いで脅迫されることは珍しくないが（Landinfo 2017、p.11）、実際に背教罪とされることは非常にまれである。これはイランの検察当局や裁判所の慣行が示している。イスラム共和国の歴史において（1979年から今日まで）、キリスト教への改宗者が背教で告発されるのはごくまれなことである（IHRDC 2014b、p.15、29-35、ICHRI 2013a、p.31-32）。また、改宗者が冒涇の罪で有罪と決定されることもまれである（ICHRI 2013a、p.10。詳細については、Landinfo 2017、p.12）。その代わりに、組織的なキリスト教活動および海外のキリスト教団体との接触は、政治活動と定義され、国のイスラム教のアイデンティティと国家安全保障に対する脅威と定義される（オープン・ドアーズ USA 2017b、ワールド・ウォッチ・モニター 2016）。その結果、改宗者を監視、逮捕、および尋

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

問するのは諜報機関で、訴追は革命裁判所で行われる (ICHRI 2013a, p.49)。

8.3.6 2018年6月7日付のオーストラリア外務省 (DFAT) のイランに関する国情報報告書は、さまざまな情報源、国内にある各国の大使館からの情報と、関係国への訪問に基づいて、次のように報告した。

「イランでは、背教と冒涇の訴訟事件は日常的に発生することはなくなっているが、当局は、多様な人々のグループに対して、宗教に基づいた罪（「イスラム教を侮辱する」など）を使い続けている。ここ数年、そのグループに、改革運動のシーア派メンバー、キリスト教に改宗したイスラム教出身者、バハーイー教徒、イスラムの現在流行している解釈に異議を唱えているイスラム教徒（特にスーフィー）、および慣習に従わない宗教的信念を支持する人々（公認宗教団体のメンバーを含む）を含めている。

「宗教に基づく事件には、明確な政治的意図が見られるものもあるが、主に宗教的な性質を持つように思われる事件もあり、特に布教活動に関連している場合はそうである。」

8.3.7 Landinfo は、2017年11月の報告書で根底にある原理を次のように説明した。

「一般的に、政府は、宗教的多元主義が彼らの制御を超えていることを安全保障上のリスクとみなしている (Khalaji 2013)。イランでは結社の自由がなく、すべての組織化された活動は、政治、宗教、または文化のいずれであっても、内務省と文化イスラム指導省 (Elam Ministeres の E メール 2017、ICHRI 2013b, p.32) に申請して承認を得る必要がある。イスラム政権の正当性と安定性を害する、または脅かすとみなされる活動は許可されず、有罪とされる可能性がある。政権は、その正当性を、国民の宗教であるイスラム教に置いており、政府がイスラム政権を通じて国民の意志を行使することに基づいている。正統派シーア派のイスラム教とは異なる、あるいはその代替物を提供する宗教運動は、国家自体の脅威と解釈される。したがって、宗教活動家は、起訴される疑いとリスクを持っていると見られている。」

8.3.8 2018年2月 DIS-DRC 共同報告書では、「キリスト教への改宗者は一般に、背教では告発されない。改宗者の事件は、通常、革命裁判所が扱う国家安全保障問題とみなされる。ある情報筋は、当局は、改宗に関連する活動を政治活動として認識していると付け加えた。」

8.3.9 2019年3月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、「イスラム教から改宗したキリスト教徒は訴追されてきた」と記載されているが、その理由や数字についての詳細はない。

8.4 その他の事件

8.4.1 2018年の米国国務省の信仰の自由に関する国際報告書は、2017年の事件を扱っており（「2017年 USSD IRF 報告書」）、「政府は、[...] キリスト教徒（特に改宗者）への嫌がらせや尋問を続けている」と指摘した。

8.4.2 同報告書は次のようにも記載している。

「人権団体、キリスト教擁護団体、および NGO によると、政府はキリスト教の宗教慣行を

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

規制し続けている。公式発表やメディアでは、キリスト教のハウスチャーチを『違法なネットワーク』および『シオニストの宣伝機関』であると表現し続けている。キリスト教コミュニティの指導者たちは、もし当局が、アルメニア系またはアッシリア系の教会が新しい改宗者を洗礼していたり、ペルシャ語で説教したりしているところを発見した場合、その教会を閉鎖したと述べた。当局はまた、未登録または認可されていないキリスト教徒が教会の敷地内に入ることを禁止し、彼らが入ることを許可した教会を閉鎖し、キリスト教への改宗者を逮捕したとも伝えられている。

「キリスト教擁護団体は、政府が圧力と教会の閉鎖を通じ、わずかを除いてペルシャ語での教会礼拝をすべて排除し、ほとんどすべての礼拝をアルメニア語およびアッシリア語に制限したことを記載した。安全保障当局者は、登録された集会所を監視して、礼拝者の身元確認を行い、キリスト教徒以外の人や改宗者が礼拝に参加していないことを確認した。これに対し、プロテスタントなどその他のキリスト教信仰に改宗した国民の多くは、彼らの宗教を秘密に実践したと伝えられている。また、バハーイー教徒や Yarsanis などの認可されていない宗教的少数派も、民家に集まって秘密に彼らの信仰を実践することを余儀なくされた。」

8.4.3 2019年3月の米国議会調査局のイランに関する報告書では、「イランでは、時々、原因不明の牧師の暗殺があった」と記載している。

8.5 当局から注目を集める可能性のある活動

8.5.1 Landinfo の 2017 年 11 月の報告書では、Elam Ministries とデンマーク移民局との対話を参照して、次のように記載している。「Elam Ministries はまた、当局の優先事項がリソースの問題であると指摘した。当局は新しい信者に対してリソースを使用しないようだ。なぜなら、彼らの優先事項は新しいハウスチャーチの設立を阻止することだからだ。したがって、Elam によると、彼らはハウスチャーチおよびネットワークの指導者を攻撃することに一番関心がある (DIS 2014 年、p.27 で引用されるとおり)。」

8.5.2 アーティクル 18 は、2017 年 7 月 12 日の英国内務省のインタビューに対し、トルコの人々が、イランの尋問者から、人が自分の信念を自分自身に限定していれば問題はなく、個人的に信じたいと思うものを何でも祈り信じてよいと言われた、と語ったことを記載している。しかし、彼らがキリスト教について他の人に語っている、または彼らの信念を他の人たちとの礼拝の形で表現している（公に、ハウスチャーチのように）とみえた瞬間、『その時問題となる』。

8.5.3 2017 年 8 月、英国内務省から、当局が新しい改宗者に引きつけられる要因、また、虐待につながる可能性がある活動の種類を尋ねられた際、オープン・ドアーズおよびアーティクル 18 は、都市によって異なる可能性があるが、次の事項を提示した。

- ・ あらゆる種類の集会
- ・ 福音書を共有する
- ・ 複数の聖書を所持していること（通常、当局は 1 冊の聖書は許容するが、常にとい

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

うわけではない)

- ・ キリスト教文学の蔵書を所有していること
- ・ 弟子訓練を行う
- ・ 神学の研究
- ・ キリスト教の組織との接触
- ・ 国内または教育が行われる外国のキリスト教会議やセミナーに参加する
- ・ ハウスチャーチを主催する、または場合によってはただ参加する

8.5.4 2018年6月7日付のオーストラリア外務省（DFAT）のイランに関する国情報報告書は、さまざまな情報源、各国の大使館からの情報、および関係国への訪問に基づいており、次のように報告した。「国際監視団の意見では、国外でキリスト教に改宗したイラン人は、イラン帰国時に当局の敵意に直面する可能性は低い。ただし、彼らがイランでの政治活動のために以前当局の目に留まっておらず、人目につかないよう心がけ、国内で布教または政治活動に従事していない場合に限る。」

8.5.5 DFAT も次のように結論づけた。

「…人目につかないよう心がけ、新しいメンバーを募集しようとし、小規模で自己充足型のハウスチャーチは、監視や低レベルの嫌がらせを超えるような当局の敵意を引きつける可能性は低い。布教活動をし、より広範なハウスチャーチのネットワークと関連がある大規模な集会所のメンバーは、逮捕や訴追などの公式な影響を受ける可能性が高くなる。この点では、このような集会所の指導者たちは特に危険にさらされている。」

8.5.6 2018年2月 DIS-DRC 共同報告書では、2017年9月から10月の間にイラン、トルコ、および英国で実施したインタビューに基づいて、次のように記載している。

「改宗者が政治的に宗教を利用している場合、例えばソーシャルメディア上で、イスラム教の弱みとキリスト教または別の宗教の長所を比較することは、彼にとって問題になる可能性がある」とある情報筋は述べた。イラン人の大半はあまり宗教的ではないが、西欧の価値観に近づく手段として、また支配体制に対する抗議として捉えているかもしれないと、別の情報筋は述べている。しかし、それは2つの宗教を独自に分析した人に適用されるものであり、『コピー・ペースト』したフレーズを使った人には適用されない、と強調された。」

8.5.7 オーストラリア国際問題研究所は、2018年4月にイラン視察旅行報告書を発表し、次のように記載した。「キリスト教への（非公式な）改宗率が高く、世界で最も高い改宗率のようだ。キリスト教を公の場で推進している人は迫害されるが、キリスト教を個人的に実践している人の大部分は放任されている。」

第9節 更新日：2019年4月16日

9. 他への影響

9.1 家族の処遇

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

9.1.1 ACCORD の 2017 年 3 月の質問に対する応答では、Elam Ministries の代表者からの返信 E メールを引用し、国家当局によるキリスト教改宗者の家族の処遇に関する次のコメントを出した。

「我々は確かに、キリスト教徒（特にキリスト教への改宗者）の家族が苦痛を免れていないことを確認できる。例えば、2014 年 7 月にイランの情報省（MOI）が行ったキリスト教徒夫婦の住宅の強制捜査および逮捕の事件では、夫婦の 12 歳の息子は住宅の強制捜査中にそこにいた。彼は自分の信仰について質問されている間、職員に叩かれた。彼も両親と一緒に逮捕された。さらに、高齢の両親が、キリスト教へ改宗した子供に関して嫌がらせを受けている例を伝え聞いた。」

9.1.2 2017 年 3 月の Elam Ministries の ACCORD への返信 E メールでは、投獄されたキリスト教徒の家族も、国家による直接的な行為以外の方法で影響を受けていると記載している。

『信仰のため投獄された人の家族は当然、愛する人を失って深く苦しむ。例えば、牧師の Farshid Fathi は、2010 年から 2015 年の 5 年間刑務所に入っていた。彼の息子は、父親が信仰のために投獄された時、1 歳くらいだった。彼は 5 年以上父親がいない状態で、ついに釈放された時には父親の記憶がなかった。多くの家族はまた、主要な稼ぎ手が投獄される場合、経済的に苦しむ。例えば、Ebrahim Firouzi は彼の信仰のため、現在 Rajai Shahr 刑務所（キャラジ）に投獄されている。彼が一家の主な稼ぎ手だったので、妹と母は経済的に苦しんでいる。家族はその他にも経済的に厳しく苦しむ。キリスト教徒拘禁者の仮釈放のためには、法外な保釈金が要求される。保釈金の要求を満たすために、しばしば家族の住宅の譲渡証または家業の営業許可が提出される。そのキリスト教徒が裁判所の審理前に国を去る場合、保釈金は家族にとって無駄になる。また、イランの相続法では、キリスト教徒の家族は親族から金銭を相続できない。イスラム教徒の家族は、常に相続を受ける優先権がある。個人の改宗によって家族が苦しむことが多くある。』（Elam Ministries、2017 年 3 月 28 日）。』

9.1.3 オープン・ドアーズは、2017 年 8 月 8 日の英国内務省のインタビューに対し、国を去ったキリスト教徒は、彼らの家族が嫌がらせの対象であり、ハウスチャーチのメンバーやイラン国内の活動的なキリスト教徒との継続的な関係を断つことを余儀なくされた、としばしば報告している。

第 10 節 更新日：2019 年 4 月 16 日

10. イランに帰国したキリスト教徒の扱い

10.1 注目度、活動、ソーシャルメディア

10.1.1 2018 年 2 月 DIS-DRC 共同報告書では、2017 年 9 月から 10 月の間にイラン、トルコ、および英国で実施したインタビューに基づいて、次のように記載している。

「複数の情報筋は、イラン人改宗者がヨーロッパから帰国する際の問題を検討した。2 つの情報筋によると、改宗した帰国者が、帰国時にキリスト教に関連する活動を行わない場合、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

当局は関心を示さない。ミドル・イースト・コンサーンは、改宗者がイランを離れる前に知られていたかどうかで区別した。その改宗者が離れる前に当局に知られていた場合、帰国すると問題が生じる。逆の場合、イランに戻ることは問題にならない。改宗したことを公に発表する改宗者は、深刻な問題に直面する可能性がある。

「帰国した改宗者が、フェイスブックを含むソーシャルメディアで自分の改宗についても率直に語っている場合、当局はそのことを認識し、改宗者が帰国した際に逮捕および尋問するかもしれない。西欧の大使館は、その後のプロセスは、帰国者が当局に伝える内容によって異なると述べた。その大使館は、改宗者が注目されておらず、キリスト教の宣伝活動や国家安全保障への脅威とみなされる活動に関与していない場合、厳しい処罰を受けるとは考えていなかった。

「フェイスブックで改宗を宣言すること自体は、迫害にはつながらないが、監視される可能性がある。ある情報筋は、インターネット上に掲載された改宗を示す写真は、当局が改宗者の注目度や活動とともに評価すると説明した。もし、その人が国を離れる前にキリスト教との関係を持っていなかった場合、その人は迫害されない。」

10.1.2 2014年6月のイランにおけるキリスト教への改宗者の状況に関するデンマーク移民局の最新情報では、さまざまな情報源を引用して次のように記載した。

「トルコ、アルメニア、UAE、その他の国であれ、国外で洗礼された後イランに帰国した改宗者の状況については、イランに静かに帰国すれば、何も問題が起こらないことが判明した。当局がすでにその人を監視している場合は、イランに帰国した後危険にさらされる可能性がある。

「AIIS (アムネスティ・インターナショナル国際事務局) によると、外国での改宗後にイランに帰国する際に個人が直面する可能性のある危険についての情報を入手することは困難である。イランに帰国した個人に関する情報をイランの情報提供者が収集した場合、当局は彼らを逮捕して尋問するかもしれない。逮捕と尋問の後に、告訴と有罪判決が続く可能性がある。幅広い層の人々はその立場になりうる。キリスト教への改宗者に加えて、学生、政治活動家、政治家の家族さえも、尋問されるかもしれない。

「外国での洗礼が、イランで当局からの危険にさらされるかどうかについて、AIIS は、洗礼の重要性は、イラン当局が改宗者をどのように認識しているかを考量すべきだと考えている。外国でトレーニングやセッションに参加した人は、正式には洗礼を受けていないかもしれないが、改宗者とみなされる場合がある。

「外国、すなわちヨーロッパや西欧諸国などで改宗した後にイランに帰国した改宗者の状況について、Mansour Borji 氏 (アーティクル 18 のアドボカシー・ディレクター) は、イラン当局が対応する方法に違いはないとみなしていた。その人が当局に知られていて、国を離れる前に当局がその人に注目していた場合、その人は帰国時に危険にさらされる可能性がある。その人が当局に知られていない場合、その人に大きな脅威があるとは考えていなかった。Borji 氏は、イランに戻ってきた家族の事件に言及しており、帰国時に彼らは脅迫され、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

追い回されたり嫌がらせを受けたりしていた。おそらく親戚や他の人が当局に報告して、嫌がらせを引き起こしたと考えられている。最終的には、その家族は再びイランを去った。彼らは秘密にハウスチャーチに通い始めた。

「外国で改宗後イランに帰国した個人のその後について、CSW（世界キリスト教連帯）は、帰国後に自分の信仰を実践しようとする改宗者は誰でも、深刻な危険に直面すると述べた。

「国外で洗礼を受けた後イランに帰国した場合について、Elam Ministries は、多くのイラン人が外国に行き、しばらくしてイランに戻ってくると語った。イランの当局が、外国で洗礼を受けたという事実を認識した場合、このような人は、尋問や影響を受ける危険がある。

Elam Ministries は、当局がスパイや電話またはインターネットの盗聴を通じて、個人が洗礼を受けたことを発見する可能性があると考えている。

「改宗後に西欧諸国から帰国する人は、伝道をするに細心の注意を払う必要があると考えられている。ヨーロッパで改宗し、イランに帰国した個人の状況を考察すると、イランで改宗したイラン人の状況とほぼ同じである。そのような人は人目につかないようにして、改宗について公然と話さないようにしなければならない。改宗が明らかになり、当局に通知された場合、そのような人は、イランに住んでいる改宗者と同じように、外国の団体との関連が疑われる危険がある。

「Elam Ministries は、イラン国外に長期間滞在している人は、当局がスパイ行為の疑いを持つ可能性があるため、よりリスクが高くなるかもしれないと付け加えた。さらに、これはキリスト教への改宗者だけでなく、他のイラン人にとっても重要であると付け加えた。

「トルコや他の国に来た後、イランに帰国したキリスト教への改宗者の状況、および他の信者との集会について、ユニオン・チャーチの代表者は調査団に、改宗者が『静かに』滞在すれば、すなわち、他の信者と関わりを持たなければ、彼らは発見されないかもしれないし、外国を訪問したとしても大差はない。

「ユニオン・チャーチの代表者によると、たとえ当局に知られていなくても、改宗者は家族から避けられたり、『名誉殺人』に直面したりする可能性がある。

「キリスト教への改宗者がハウスチャーチに加入していない場合、トルコの国際機関は、（帰国時の）危険は、彼または彼女のキリスト教生活をいかに実行するかに左右されると言った。そのような個人が単純に家で祈り、他の人に彼または彼女の信仰を共有しなければ、その人に危険はない。しかしながら、改宗者が従う可能性のある福音派グループでは、伝道が重要であるため、彼または彼女がそれを始めると、当局から危害を受ける危険性がある。

「Elam Ministries は、外国から帰国した人がハウスチャーチやネットワークと関係していなければ、特に脅威はないと述べた。しかしながら、その人のキリスト教信仰に関する限り、彼または彼女の生活のあらゆる面が新しい信仰に影響され、結果として、彼または彼女は、例えば学校、結婚、大学、雇用、住宅に関して他の改宗者が直面するのと同じ問題に陥るだろう。彼らは秘密の信者でなければならず、誰にも自分の信仰について話せないし、公然とキリスト教の生活様式で暮らすことはできない。」

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

「トルコの国際機関によると、トルコでは多くのイラン人が、イランの同様のネットワークと連結して、非公式なハウスチャーチ運動に関わっていると伝えられている。イランの状況を監視する国際機関が入手可能な情報によると、キリスト教への改宗のために当局の目に留まった人が、社会やイラン政権に対する認識された脅威、例えばイランの法律で理解されているとおりの、公の秩序に対する無制限の脅威やイスラム教の神聖に対する侮辱などに関して尋問されている。

「トルコの国際機関に、トルコやヨーロッパの国で訓練を受けたり洗礼を受けたりした場合、違いがあると考えているかどうかを尋ねたところ、改宗のみに関係していれば、おそらく違いはないだろうと語った。洗礼が明らかになった場合、個人に問題を引き起こす可能性がある。外国のネットワークとのつながりも、注目度を上げることになる。しかしながら、これまでにトルコからイランに帰国した後、拘禁され改宗関連の罪で正式に告発されたという報告はない。」

10.1.3 オープン・ドアーズは、2017年8月8日英国内務省に対し、イラン国内でキリスト教に改宗する人は、福音伝道者と思われがちなイラン国外で改宗する人よりも脅威にさらされていないと述べた。政権は、外部との接触を非常に疑っている。イラン政権は、イランに帰国した人の改宗の有効性を調査することはない。これは文字通りに受け入れられる。イランに戻る「改宗者」（その改宗が英国などの改宗場所では本物と認められていない場合でも）は、イスラム教への復帰の約束に署名することを余儀なくされる可能性がある。これには、拘禁および尋問が含まれることがあるようだ。再び国を去る人々もいる。処遇は都市によって異なり、必ずしも拘禁を伴うとは限らない。

10.1.4 Elam Ministries が2017年9月6日に英国内務省のインタビューを受け、人々がイランに帰国するのは非常に稀であると述べた。人々に帰国した理由を尋ねると、帰国者は家族、財産またはビジネスがあるからだと述べた。帰国者の多くが戻るのは、彼らの家族が保釈のために多額の金を払っているからである。戻らなければ、彼らの家族がその保釈金を償わなければならない。多くの人々は家族の釈放を確実にするために、家の譲渡証を渡さなければならない。被告は家族が財産を失うことを望んでいない。

10.1.5 2015年8月21日付のイランにおけるキリスト教への改宗者の状況に関するフィンランド移民局の報告書は、さまざまな情報源を引用して次のように記載した。「キリスト教への改宗者の帰国に関する研究データは入手できないが、一般的には、伝道しようとしたり、宗教的見解を公表しようとしたりすると、主にトラブルになるとの認識がある。国の関心は、個人的な信念よりも、宗教の公での実践や伝道に焦点を当てている。」

10.1.6 CPIT は他に、帰国者がイスラム教に復帰する約束に署名することを強制されることを記載した情報源を見つけることはできなかった。